

農商省官制中改正、件

右謹ニ上奏シ恭ニク

聖裁ヲ仰キ件セニ樞密院、議ニ付セリ
レコトヲ請フ

昭和二十年二月二十日

内閣總理大臣小磯國昭

勅令第 號

農商省官制中左ノ通改正ス

第一條中「物價一般」ヲ削ル

第三條中「物價局」ヲ「資材局」ニ改ム

第四條中「農林畜水産業ノ經營ニ必要ナル物資（肥料、飼料及
纖維工業品ヲ除ク）ノ配給及消費」並ニ「油脂」ヲ「並ニ物價統制」

ニ改ム

第五條中「耕地」ヲ「耕地並ニ」ニ改メ、「肥料（化學肥料ニ
付テハ其ノ生産數量、配給及消費）並ニ飼料」ヲ削ル

第十條 資材局ニ於テハ肥料（化學肥料ニ付テハ其ノ生産數量、
配給及消費）、飼料其ノ他ノ農林畜水産業ノ經營ニ必要ナル物

資（織維工業品ヲ除ク）及油脂ニ關スル事務ヲ掌ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内 閣